

議案第 22 号

向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を
制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 4 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

向日市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈参 考〉

向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(特殊勤務手当の種類及び手当の額)	(特殊勤務手当の種類及び手当の額)
第2条 略	第2条 略
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) 清掃業務（収集・焼却）に従事した職員の特殊勤務 手当 業務1日につき1, 100円_____	(6) 清掃業務（収集・焼却）に従事した職員の特殊勤務 手当 業務1日につき1, 100円。 <u>ただし、休日</u>
_____	<u>（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条 例第1号）第9条第1項に規定する休日）に従事した</u>
_____	<u>場合 業務1日につき5, 600円</u>
_____	(7) 略
(7) 略	